

ご存知ですか？

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

児童扶養手当とは離婚・死亡・遺棄などの理由で父親と生計を同じくしていない母子世帯などの児童の健全な成長と生活の安定、自立を促進するために設けられた手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

■対象者

日本国内に住所があり、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、または母に代わって児童を養育している者。

※支給資格者本人・扶養義務者（兄弟・祖父母など）に所得制限があります。

（支給要件）

- ◇ 父母が婚姻を解消した児童
- ◇ 父が死亡、または生死不明の児童
- ◇ 父が法で定める障害の状態にある児童
- ◇ 父から1年以上遺棄されているか、父が1年以上拘禁されている児童
- ◇ 母が婚姻しないで生まれた児童

児童

- ◇ 父母ともに不明である児童（孤児など）
- ◇ 支給されないとき

- ◇ 児童が公的年金や遺族補償などを受けることができるとき
- ◇ 児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき

- ◇ 児童が父に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
- ◇ 母または養育者が公的年金給付を受けることができるとき（老齢福祉年金を除く）

- ◇ 母が婚姻したとき、または事実上の婚姻関係（同居・内縁関係など）にあるとき
- ◇ 母または養育者の住所が国内に無いとき

- ◇ 児童が母に監護されなくなつたとき
- ◇ 支給要件に該当するに至つた日が平成15年4月1日時点で既に5年を経過しているとき

- ◇ 児童扶養手当の額（平成19年4月～）

- 支給対象児童1人の場合

- ・ 全部支給
- ↓ 月額4万1千720円
- ・ 一部支給
- ↓ 月額4万1千710円

- ・ 9千850円

- （所得により変わります）

- 支給対象児童2人以上の場合

- ・ 全部支給・一部支給ともそれぞれ5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります

— 所得制限限度額表（H19.8～H20.7月分）—

扶養人数	＜受給資格者本人＞		＜扶養義務者＞
	全部支給所得制限額	一部支給所得制限額	所得制限額
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,330,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人	1,710,000円未満	3,440,000円未満	3,880,000円未満
5人	2,090,000円未満	3,820,000円未満	4,260,000円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

所得＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額など）

＋養育費の8割相当額－諸控除

－8万円（社会保険料相当額として一律8万円とします）

当たるときは、これらの日の前日とします。）

■申請手続きの仕方

伊奈庁舎児童福祉課で、認定請求書を提出していただく必要があります。認定請求書には、戸籍謄本や住民票謄本、所得証明書、各種申立書などを添付していただくこととなりますが、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、詳しくは児童福祉課までお問い合わせください。